

副 議 長 日程第17「議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,342万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、年度末までの決算見込みによる診療収入の減額及び医業費の増額と財源不足を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算となります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、診療報酬、項、外来収入、目の1、国民健康保険診療報酬収入につきましては175万2,000円の減額、目の2、社会保険診療報酬収入につきましては26万4,000円の減額、目の3、一部負担金につきましては12万円の減額、目の4、後期高齢者診療報酬収入につきましては169万2,000円の減額となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬が減額となったことだけでなく、診療報酬が2か月遅れで収入されることから、2月分は4月に、3月分は5月に入金され、3月に購入した薬代や会計年度任用職員の報酬などは収入がない中で支払うこととなります。また、新

年度4月の診療報酬は6月にならないと入金されない中で、4月分の再任用職員の給与費等、4月からの支払いが始まるため、運転資金としての繰越金が必要となることから、500万円の基金を取り崩して対応するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、項ともに医業費、目の2、医療用消耗品費につきましては、年度途中より対応しております発熱外来では、当初予算で想定していなかった新型コロナとインフルエンザを同時に検査するキットの需要が増えたため、67万2,000円を増額するものです。目の3、医薬品衛生材料費は、医薬品代50万円を増額するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。